

第 363 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 8 年 5 月 11 日)

第363回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和8年5月11日（月）午後2時00分～午後2時48分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
(広島市中区基町10-52)

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和8年4月27日（月）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 山 崎 英 治

3 出席者

委員（9人） 山崎英治、宮林豊、飯尾協、八谷輝行、山根京司、古澤修一、笹原耕治、
海野徹也、熊原一将

県（5人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	半田 浩之
	〃	主 査	吉岡 孝治
	西部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	西部農林水産事務所農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	小川 憲太

事務局（4人） 杉岡次長、中林主任、田中主事、佐々木技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第12号議案 遊漁規則の変更について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

(2) その他

- ・令和8年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について

6 議事の経過

午後2時00分、事務局の杉岡次長が第363回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は9名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、会長挨拶の後、資料確認を行い議事録署名者に飯尾委員と八谷委員を指名し議事に入った。

【第6号議案 遊漁規則の変更について】

議 長 それでは議事に入ります。

第12号議案「遊漁規則の変更について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

杉岡次長 （提案の理由及び根拠規定を説明した。）

佐々木技師 （資料1-1から1-3により遊漁規則の変更について説明した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

飯尾委員 電子遊漁券を導入したので、こういった変更申請がいるということですか。

佐々木技師 そうです。

古澤委員 他のところでも、オンラインを導入しているところもあるが、そこも全部同じような申請書を出しているのですか。

議 長 おととしの免許切り替え時に同時に変更があったのではないですか。

飯尾委員 7つぐらいの漁協が順次導入したので、タイミングがあると思います。

議 長 少なくとも、自分が会長になってからは、そういった変更はなかったと思います。変更する必要があるのではないかと思います。

古澤委員 これを通すと、今後の漁協もすべて申請をしなければならないとなってしまうのではないかと思います。本来は変更しなければならないことなのですか。

議 長 つりチケにしても、オンラインでという文言がなければ、(規則の)変更は不要なのではないですか。

古澤委員 変更しなくてもいいような気がするのですが。

笹原委員 でも、(遊漁規則に)口頭という文面があるから、変更がなければおかしいですね。

議 長 資料1-3の第2条、第2項のところですね。「申請は口頭で行わなければならない。」

飯尾委員 神之瀬の場合は、こう書いてあるから、変更するという事で、ほかの組合は必ずしも同じように書いてあるわけではないです。

議 長 この文言がなければ、変更しなくてもいいわけですね。

笹原委員 口頭というか対面ですね。

古澤委員 私は、毎年神之瀬川の遊漁券を釣り道具屋で買っています。

議 長 そうですよ。それが普通です。

議 長 これはどっち（つりチケ・FISHPASS）をやるのですか。

佐々木技師 FISHPASS と伺っています。

宮林委員 法律上で何らかの規制はありますか。

吉岡主査 確認します。

議 長 GPS で遊漁券を持っているのを確認できるのは、つりチケと FISHPASS のどちらでしたっけ。

佐々木技師 FISHPASS は GPS があったと思います。つりチケのほうも GPS を導入したというのはホームページで見たことはあります。

古澤委員 各漁協でそれがわかるのですよね。

議 長 遊漁者が川にいる位置を見て、この人は鑑札を持っているなというのがわかる。その人が、電子系の鑑札を持ってないと意味がないですが。

古澤委員 スマホに全部入れてきたら見せることができると思うのですが。

議 長 普通の鑑札を買った人はわからないですね。

八谷委員 大きな組合で事務員がいて、機械がなければだめ。うちのようないくさところではオンラインシステムの導入事務員がいないのでどうにもならないです。

笹原委員 GPS は漁協が簡単に確認できるのですか。

佐々木技師 把握していないので、確認しておきます。

議 長 見られるとは聞いています。うちではなくよその話だが、FISHPASS なりつりチケなりを、遊漁者が買ったならホスト側にどこの誰が買ったという風なバックがあるそうです。GPS を介して、買った人が川にいることを確認できるらしいです。

笹原委員 多分 FISHPASS は、釣る前にここで釣りますよという風なボタンを押さないとダメだったと思います。見せてもらったことはあるが、自分で使ったことはないです。

議 長 溪流だったら携帯を持っていくが、川に立ちこんで釣るあゆ釣りだったら、携帯は持ち歩かないですね。

飯尾委員 遊漁承認証を販売する手間という意味では、利便性が高くなると思います。

笹原委員 いいと思うが、内水面委員会に上げないと変更できないとなると、ハードルが上がるのではないですか。

宮林委員 遊漁規則を変えるにあたり、内水面委員会への諮問は必要です。そこは県のほうで見ていると思います。

議 長 うちの遊漁規則には、口頭で申請という文言はないので、遊漁規則を変えなくても済むと思います。

飯尾委員 要は遊漁規則の規定ぶりで、変更の必要の有無がありますから。

古澤委員 FISHPASS を導入するときの、遊漁規則変更の案内や指導は内漁連からしているのでしょうか。

宮林委員 こういう場合だと、変更の必要はないとかいうことは県で判断していることで、その辺のチェックや指導は県庁がしていると思います。

八谷委員 この変更に関して、別に問題はないと思います。

議 長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第 12 号議案「遊漁規則の変更について」は、異議ない旨を答申することといたします。

【その他 令和 8 年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について】

議 長 「令和 8 年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について」を、事務局から説明してください。

杉岡次長 （資料 2 により令和 8 年度広島県内水面漁場管理委員会等の開催予定について説明した。）

議 長 令和 8 年度の委員会の開催予定について、ご意見等はございませんか。

全 委 員 はい。

議 長 他にございますか。

飯尾委員 知っていれば教えていただきたいことがあります。昨年 12 月に徳島県の吉野川漁連が漁業権の免許を取り消されたという報道等がありました。事情は様々あると思いますが、水面を総合的に利用するというのが漁業法の方針ですから、時代の状況に合わせた使い方で再出発というのが普通のやり方かと思うのですが、それではなく取り消しということなので、事情を知っていれば教えていただければと思います。取り消し理由は増殖指示量を全うできなかったからとのことですが、増殖量は本県委員会も毎年指示しており、今後の参考となるものがあるかもしれないので、情報を得ておきたいと思いました。次回に向け情報の把握をお願いしたいと思います。

議 長 一回目は指導だったとか、次の時に足りない分を放流しますよという話だったのに、放流しなかったということでしたよね。

飯尾委員 報道は、簡単なことしか書いていません。2 年ぐらい指示量を放流してなかったのに、指示量をきちんと放流しなさいよという命令が県からでていて、そこでちゃんとした弁明もせず、やる気も見せなかったのが漁業権を取り消しましたよと、そういう

書かれ方をしていました。漁連の構成員である単協が、漁連から脱退したり、解散したりなど、これからの時代変化を感じさせる背景もありそうです。本県の場合は今のところ何とかなっているが、いずれは見直しなりせざるを得ないかと思っています。去年の春の委員会の勉強会でも、古澤委員の方から、内水面のあり方についてこの場でいろいろ意見交換をしたらどうかという意見もありました。中身がよくわからず、取り上げる必要はないものかもしれないし、諮問事項でもないのですが、先々の参考となる情報の可能性があると思って質問させてもらいました。

杉岡次長 細かい事情を詳細に把握しておりませんので、また情報収集をしてみたいと思います。何かわかりましたら、次回以降にお知らせさせていただければと思います。

議長 他に何かありませんか。

古澤委員 八幡川の大暮養魚場のところから、あまご等を色々な漁協に出していると思うのですが。あそこで、病気が出たり、土砂崩れが起きたりして使えなくなる等あった場合に、どうするのかということもあると思います。人工産卵床を造成してやっていくというのもあると思うのですが、どういう風に非常時の手段を考えていくのか、考えておいた方がいいのではないかと思います。それはここ（委員会）の所掌事項ではないのでしょうか。

議長 基本的に、出荷ができない状況があった場合には、単協が自分で探していくというのが普通のことです。あゆだったら、県の人工産に余剰があったら融通してもらおうとかあるかもしれないが、ことあまご、ます類に関してはここが出せないとなったら、自分たちで探すしかない状況です。かなりボリューム的に持っているのが愛媛淡水なので、そこに頼むかなといったところです。

古澤委員 奪い合いになるということですよね。量がそんなにないから、おたくには出せないよということも出てくると思います。つぶれていく栽培所も多いです。

山根委員 栽培も高齢化してきている。各漁協で栽培現場を作れば一番いいのだが。先ほど飯尾委員が言われた、漁協の経営難も先々と言わず、近々の話。破綻寸前の漁協も結構あります。

古澤委員 内水面も県で考えていかなければいけないのではないかと思います。

議長 県・内漁連でも、あまごの斡旋自体はやってないですよ。あゆはありますけど。うちでも年間8万ほど卵を絞って、孵化させているが大量に魚を作ると、大量の餌が必要になって大変ですよ。

古澤委員 餌代も倍以上になっていますよね。

議長 4月にまた値段が上がったので、今1袋が7000円近い。

古澤委員 餌代が上がってくると、魚の量もそれだけ放流できるかどうかというところもありますね。

議 長 うち、魚を自分のところで作っているので、どうにか回せていますけど。

古澤委員 以前の全漁連の会議で、漁協に人工産卵場を作れるかと聞いてみたところ、ほとんどの組合で出来ないとのことでした。そうなると、つぶれてしまうというか、増殖義務を満たせないという漁協が増えていくのではないかと。

議 長 実際、今回はうちから、昨年より 200 kg 多く東城に放流しました。新見の方の養殖場がやめたとかで、魚が手に入らなくなっただけです。

八谷委員 うち、自前で何とかしており、やまめもかなりの量を飼育しているが、実際には一番困っているのはニジマスです。ニジマスは県内でも養殖しているところがありません。釣り堀などいろいろしているが、毎年往生しています。

古澤委員 高宮の管理釣り場は静岡の方から持ってきているらしいですよ。

八谷委員 一度かなり遠くから持ってきたこともあったが、魚がものすごく悪くなります。

議 長 大暮養魚場も、広島レモンサーモンを出さないといけなから、ニジマスを広げる池がないです。

八谷委員 今年、3、4月にうち（帝釈峡）の池に持ってきていました。2池を使い少し大きくして、また持って帰った。ただマス池まで入る2トン車がないです。タンクを積んで100 kg ずつしか出せません。今年うちで、西城川と田総川の500～600 kgのやまめを養殖している人がいるが、来年の放流はどのようにしようかと考えています。養殖はして魚は大きくなるが、出すのが大変です。

古澤委員 そういう問題があるというのは、もうわかっているからこれからどうするのかを考えていかなければなりません。

議 長 それについては、放流事業なので、内水面漁連の案件ですね。

宮林委員 要望書を出しましたよね。

議 長 やまめは今5 g ぐらいで、サイズは6、7 cmです。

八谷委員 11月までには大きくなると思うが、なかなか大きくならない。天候もあるが、餌そのものの質の問題もあります。餌をやりすぎると病気が出るし、今は飼育する経費も多くかかるし大変です。

古澤委員 こういった問題は、内水面漁連での問題であって、こういった内水面漁場管理委員会とか県とかで考えることはできないということですか。

宮林委員 委員会でやるとしたら、種苗供給が難しくなったので、放流指示量のところで何か工夫をするなどにはできると思います。

飯尾委員 去年の4月の時に話が出た、県の振興計画をどこでどう作るのかということですが、広島では委員会で検討しましょうということになっていますので、問題があり重要なことは詳しい方を加えて議論すればいいのではないかと思います。いま質問のあったことは、漁連や行政の振興のところが所掌するのでしょうか。知恵を出していく仕組みを県の中でどこが作っていくかというのは、特に決まりがないので、やり方を決めればよいのではないかと思います。

八谷委員 帝釈の養魚場には池はたくさんあるが、道が狭いので車の出し入れができない。県の自然保護の方に要望を出しているが、国定公園の関係もあるのかいいことになっていない。そこらへんを県全体の魚資源の確保ということで、水産課の方でも後押しをしてもらえれば、池と水はたくさんあるが車が入らないです。

古澤委員 若い人はいらっしゃるのですか。

八谷委員 いないが、遠くからでもしたいという者はいます。

古澤委員 人材確保はできる可能性があるのですね。

議 長 20年前からしたら、川の水量がものすごく減っています。

八谷委員 実際には帝釈峡の水量も減っているし、遊歩道は国定公園だから工事できないうえ、猪が道の川側を掘るので少しずつ道が狭くなっています。

笹原委員 ちょっと聞いてもいいですか。やまめは川の中で、どのくらい再生産しているものなのでしょうか。

議 長 うちの場合は、放流した成魚が残って、その秋には掘り（繁殖行動）をしているので、ワンシーズンで繁殖しています。

笹原委員 どんどんやまめを放流していかないと足りなくなる、その一方でやまめは供給できない状況でどうするのかというところで、私は内情を知らないのですが、再生産を増やすような環境づくりを進めていくとか、お金をとってきてやるとか言う風にできれば、放流量を減らせるのではないかと思います。でもそうすると、釣り人は釣りにくい魚になりますよね。

議 長 そこが一番問題になります。秋に親魚を放流すると、次の年の夏には、あゆとまざって小型のあまごが釣れてきます。要は2年目のシーズンに釣れる大きさになるが、うまく釣れないです。川虫を捕って、細い仕掛けで釣る人はひれピンのきれいな魚を釣るが、ほぼ天然魚だから、イクラで釣る人はまず釣れません。そこが問題です。

古澤委員 水産庁の中村さんという方の論文で、一番歩留まりがいいのは人工産卵床、親魚放流、発眼卵放流で、稚魚放流は歩留まりが低くなっているという話があります。そういう風な形で変えていく必要があると思います。ゾーニングとかキャッチアンドリリ

ース区間を作っておけばそこから降りてくる魚を確保できる、そんなことが必要だと思います。

宮林委員 中村先生は講演で、禁止区域や再生産が活用できるようなものを、漁業権の中で組み合わせて作るような話をされていましたよね。放流だけの増殖ではもう限界でしょうという話を皆さん聞かれたと思います。

古澤委員 ゾーニングとかキャッチアンドリリース区間を作る場合に、釣り人の人たちの意見を聞いてやらなければいけないのですかね。

議 長 今ある漁業権の中で区間を設定するのであれば、ある程度のパブコメをとらないと後で揉めると思います。

宮林委員 ブラックバスの再放流禁止の時はパブコメをやったが、遊漁規則の中で決めるのだから遊漁券を買うときに、うちの漁業権の中ではこういうルールですよという了解のもと買えば問題はないのではないのですかね。

古澤委員 そうすると、漁協のところで漁業規則（行使規則）を変えればいいということですね。

宮林委員 お互い話しながら、了解を得てやらなければとは思いますが。

議 長 漁協側が緩衝材になるのは大変なわけですよ。なんであそこをキャッチアンドリリースにしたんやというようなのを受けるのが大変なので。

飯尾委員 地域ごとに事情が違いますからね。

古澤委員 そういったパブコメは、やらなくてもいいが、後々問題にならないようにするには、あった方がいいということですかね。

笹原委員 あゆとかは結構禁漁区間とかありますけどね。

議 長 要は友釣り専用区とか。

宮林委員 吉和川は禁漁区がありますよね。

議 長 あそこは、あまごの釣り堀をしており、その川（禁漁区）から水をとっているの、遊漁者が上がって、病気が出た時が怖いということもあります。なおかつあそこは自然に再生産している区域なので、再生産の保護と病気対策ということで禁漁区としたところですよ。

八谷委員 帝釈川は県内唯一9月から全魚種禁漁ですよ。魚を保護するために。

宮林委員 調整規則で区間が決まっていて、罰則もある。

八谷委員 そのようにして、あまごの育成をしていますが、川の条件次第で状況が違います。上流の小さい川は、あまり放流しなくても天然がかなりいるが、それ以外の大きい本流では、成魚を放流してもいいことになりません。

- 議 長 小さい川で、壺があるような川では残ります。本流だと、春先の放流個体に食べられます。
- 八谷委員 カワウとサンショウウオに食われるので、本流はあまり条件がよくないが残るには残ります。なかなか川の水が少ないです。
- 議 長 他にありませんか。
- 山根委員 今日話のあった、すべてのことは若い世代が入らないとどうにもならないというのが答えですね。
- 八谷委員 若い人は、ほとんど餌釣りをしません。
- 山根委員 若い人を何とか入れないと。
- 古澤委員 アユルアーはできるところが結構増えているのでしょうか。
- 議 長 うちでは全面禁止しています。ただ、おとしし合併した旧佐伯町の玖島川と小瀬川はできるようにしています。おとり屋がないので、ルアーで釣って友釣りを始めないといけません。
- 古澤委員 アユルアーができるところが増えるといいですよ。若い人も入ってくると思うので。例えば全漁連でルアーの講習会をやって、若い人やバス釣りをしている人を移動させることができるといいですよ。
- 笹原委員 アユルアーは実際あまりいないですよ。私が行く回数も少ないが、一年で2、3人しか見ない。会ったらみんな若い人です。ルアーがあゆ釣りのきっかけになると思う。
- 議 長 ここ最近では、あまごにしても若い人はほとんどがルアーを使います。その分トラブルが増えます。餌で流しているところにルアーを投げこんだりしてきます。マナーがなっていません。釣っている前を平気で歩いて上がったりすることもあります。
- 古澤委員 私は日本フライフィッシング協会に所属しているが、フライフィッシングをやる人も高齢化してきている。昨日も庄原で初心者講習会をやってきました。毎年3、4回若い人にフライフィッシング、川釣りの楽しさを伝えることを目的に、毛針釣り教室っていうのをやっています。管理釣り場などでもルアーよりフライフィッシングのほうがよく釣れます。ルアーをやっている人が、隣で私が爆釣しているのを見て、フライの道具を借りてやり始めます。そういった形で少しずつ我々の協会もやっているが、もっと大々的に若い人を増やしたいと思っています。あゆなんかはアユルアーをやればいいと思います。とにかく若い人を川に連れてこないで。
- 八谷委員 若い人はマナーをきっちり守る人と、まったく守らない人で両極に分かれます。
- 議 長 海の磯は若い人が増えていますが、川の在来釣りは若い人が増えないですね。

笹原委員 投げ釣りも全然増えないですね。

八谷委員 ここ十年来で魚の量がものすごく少なくなっています。原因は鵜だけではないと思いますが、魚が釣れないと人は来ないですよ。

議長 他にありませんか。

ないようですので、これをもちまして、第 363 回広島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(午後 2 時 48 分 閉会)